

大川広域行政組合職員の服務の宣誓に関する条例

〔 昭和47年 7月18日 〕
〔 条 例 第 8 号 〕

改正 平成16年 2月26日条例第 1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、消防職員以外の職員にあつては様式第1号、消防職員にあつては様式第2号による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

(特例)

第2条の2 任命権者は、天災、事変その他緊急な事態に際し必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、宣誓を行う前においても、職員にその職務を行わせることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、管理者が任命権者と協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（平成16年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）（消防職員以外の職員）

（用紙寸法A4）

<p>宣誓書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、住民全体の奉仕者として誠実かつ公平に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 ㊟</p>

様式第2号（第2条関係）（消防職員）

（用紙寸法A4）

<p>宣誓書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、住民全体の奉仕者として誠実かつ公平に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 ㊟</p>
--